平成２３年（フ）第２８号
山口県熊毛郡田布施町大字上田布施221番地27
債務者　大野　香織（旧姓清末・金成）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８３９号
名古屋市名東区勢子坊３丁目611番地　勢子ハイツ105号
債務者　小泉　清尚
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４０号
名古屋市名東区勢子坊３丁目611番地　勢子ハイツ105号
債務者　小泉みゆき
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字狭間43番地の４
債務者　前平　佐文
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６４号
名古屋市港区浜１丁目８番４号　ポートハウス丸山203号
債務者　米澤　真吾
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３号
北九州市小倉南区中曽根２丁目10番１号
債務者　神崎　祐介
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３２号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目７番20―302号
債務者　福西　雅美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４５号
北九州市八幡西区幸神３丁目４番１―501号
債務者　加藤　由香（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４６号
北九州市戸畑区福柳木１丁目３番24号
債務者　仲摩　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５２号
北九州市戸畑区天籟寺２丁目１番26―12号
債務者　森　　洋子（旧姓氏江）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６７号
北九州市小倉北区熊本３丁目２番１―701号
債務者　徳地屋豊子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９２号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　谷口　圭介
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２号
鹿児島県垂水市柊原1198番地、前住所千葉県八街市八街は１番地426
債務者　大迫　**鶴**幸
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
奈良県天理市前栽町118番地１
債務者　吉永　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
奈良県桜井市大字山田2014番地の１
債務者　嶋田　靖子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
青森県弘前市大字千年１丁目13番地13
債務者　村越　江理（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８５号
青森県弘前市大字笹舘字市原42番地１
債務者　須藤　麻好（旧姓小田桐）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５７号
青森県弘前市大字青山１丁目11番地17
債務者　戸田　裕章
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで　青森地方裁判所弘前支部